

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成三十年第一回定例都議会において、「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしています。本年九月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示されました。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてIOCの基本精神である「スモークフリー」を遵守し、その対策を一層推進していくべきものであります。一方で、その対策は、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があるって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となるものです。

よって、中央区議会は、都が受動喫煙防止条例を制定するにあたっては、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、左記事項を要望するものです。

記

- 一 東京都は、各区市町村と十分協議すること。
- 二 都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十九年十二月六日

東京都中央区議会議長 磯野 忠

東京都知事 あて